

第27号議案

品川区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

品川区長 濱 野 健

品川区立公園条例の一部を改正する条例

品川区立公園条例（昭和39年品川区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2電柱、標識の項中「1,583円」を「1,856円」に改め、同表水道管、下水管、ガスパイプ、電線の項中「703円」を「825円」に改め、同表鉄塔の項および変圧塔、マンホールの類の項中「1,173円」を「1,375円」に改め、同表郵便差出箱、信書便差出箱の項中「469円」を「550円」に改め、同表公衆電話所の項中「1,173円」を「1,375円」に改め、同表地下の占有物件の項中「865円」を「1,038円」に、「351円」を「412円」に改め、同表高架の占有物件の項中「586円」を「687円」に改め、同表天体、気象または土地の観測施設の項中「987円」を「1,184円」に改め、同表保育所その他の社会福祉施設の項中「1,173円」を「1,375円」に改め、同表写真撮影のための常時占有の項中「9,360円」を「10,800円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占有の項中「14,625円」を「16,875円」に改め、同表その他の占有の項中「39円」を「45円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正前の品川区立公園条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占用に係る期間中は、なお従前の例による。

(説明) 区立公園の占用料の限度額を改定する必要がある。